

高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的、対象事業及び補助率)

第2条 県は、高規格幹線道路等（高速自動車国道、地域高規格道路及び自動車専用道路をいう。以下同じ。）の建設を促進するため別表に定める高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業実施基準に基づき、社会資本整備総合交付金事業（平成22年3月26日付け国官会第2317号社会資本整備総合交付金交付要綱）で実施する場合は事業費における地方負担分の2分の1以内、その他の事業については事業費の2分の1以内の補助金を予算の範囲内において交付する。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象事業費については、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 本工事費 | 主体をなす施設の工事費（工事に必要な準備工事を含む。） |
| (2) 附帯工事費 | 本工事に附帯して生ずる他の施設工事 |
| (3) 測量及び試験費 | 工事を施行するために必要な調査、測量及び試験費 |
| (4) 用地及び補償費 | 本工事に直接必要な諸資材の材料置場用としての土地建物等借上料（平成16年1月以前に覚書を締結した事業においては、工事の施行に直接必要な土地等の買収費及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用を含む。） |

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業を行う者は、市町村とする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次の各号に掲げるいずれかの変更を行う場合は、事前に別記第2号様式による計画変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(ア) 補助金総額が増額又は30パーセントを超えて減額になる場合（事業箇所ごとの補助金額の増は、補助金総額で増としない限り軽微な変更として取り扱い、知事の承認は不要とする）

(イ) 事業箇所を変更する場合

(ウ) 事業箇所の主要な概要（施工延長等）を20パーセントを超えて増減する場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による中止・廃止申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業で整備した施設は、補助事業の完了後においても十分配慮をし、善良な管理に努めること。

（概算払）

第7条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払の額は、請負代金額の前払金額又は出来高支払金額の補助金相当額以内とし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てることとする。この場合においては、概算払請求額の根拠となる資料を添付しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を超過した日又は会計年度終了日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 収支決算書又は収支決算見込書

(2) しゅん工写真又は出来高写真

(3) 検査調書又は検査報告書及び契約書（請書を含む。）の写し

2 補助事業が年度内に完了しない場合にあつては、前項各号に掲げる関係書類を添えて別記第6号様式による年度終了実績報告書を提出しなければならない。

（繰越の承認申請）

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内の完了が困難となる場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（遂行状況の報告等）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂

行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

（情報開示）

第 1 1 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（グリーン購入）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 1 日から施行する。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業実施基準

事業区分	事業種目	補助対象範囲
<p>関連市町村道等 整備事業</p>	<p>道路改良事業 <small>りょう</small>橋梁整備事業 舗装整備事業</p>	<p>高規格幹線道路等本線の道路中心線から500メートルの範囲にある市町村道その他の道路とする。</p>
<p>関連市町村管理河川等 整備事業</p>	<p>市町村管理河川 改修事業 用水路整備事業 排水路整備事業</p>	<p>高規格幹線道路等本線の道路中心線から下流500メートルの範囲内にある市町村管理河川、用水路、排水路等とする。</p>
<p>その他特認事業</p>	<p>その他特認施設 整備事業</p>	<p>その他高規格幹線道路等により地区を二分する等生活環境に著しい変化を受ける場合であつて、特に知事が必要があると認める事業については、高規格幹線道路等本線の道路中心線から500メートルの範囲にあるものとする。</p>

別記
第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県高規格幹線道路等関連公共施設 整備促進事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、令和
年度高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金の交
付について申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 事業着手予定年月日
- 3 事業完了予定年月日

別表（第1号様式関係）

1 事業の目的

2 事業の計画

箇所名	事業区	事業種	事業目	事業概要	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	事業費 (円)			備考
							総額	負担区分		
								県補助金	市町村費	
合計										

3 関係書類

- (1) 設計書又は見積書 (1部)
- (2) 収支予算書 (1部)
- (3) 事業実施前の写真 (完成後の写真と対比することができるようあらかじめ撮影位置を決めて撮ったもの1部)

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県高規格幹線道路等関連
公共施設整備促進事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知道路第 号で
補助金の交付の決定（又は変更決定）がありました事業について、別
表のとおり計画を変更したいので、高知県高規格幹線道路等関連公共
施設整備促進事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請
します。

記

1 変更申請額

既交付決定額	変更申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 事業着手年月日

3 事業完了予定年月日

別表（第2号様式関係）

1 変更の理由

上段：変更前

下段：変更後

2 変更計画の内容

箇所名	事業区分	事業種目	事業概要	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	事業費 (円)				備考
						総額	負担区分			
							県補助金	市町村費	交付金等	
合計										

3 関係書類

- (1) 変更後の設計書 (1部)
- (2) 収支予算書 (1部)
- (3) 事業実施前の写真 (新規箇所のみ、完成後の写真と対比することができるようあらかじめ撮影位置を決めて撮ったもの1部)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県高規格幹線道路等関連
公共施設整備促進事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知道路第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）がありました事業については、別表のとおり中止・廃止したいので、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

令和 年度高知県高規格幹線道路等関連
公共施設整備促進事業費補助金概算請求書

¥

令和 年 月 日付け高知県指令 高知道路第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）がありました事業について、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

市町村長

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県高規格幹線道路等
関連公共施設整備促進事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知道路第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）がありました事業について、別表のとおり事業を完了しましたので、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

別表（第5号様式関係）

1 事業の実施内容

箇所名	事業区	事業種目	事業概要	着工年月日	しゅん工年月日	事業費（円）			備考
						総額	負担区分		
							県補助金	市町村費	
合計									

2 添付書類

- (1) 収支決算書又は収支決算見込み書
- (2) しゅん工写真（補助申請時撮影した位置を同一方向から撮ったもの）
- (3) 検査調書又は検査報告書及び契約書（請書を含む。）の写し

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県高規格幹線道路等関連
公共施設整備促進事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知道路第 号で補助金の
交付の決定（又は変更決定）がありました事業の令和 年度におけ
る実績について、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業
費補助金交付要綱第8条第2項の規定により別表のとおり報告します。

別表（第6号様式関係）

1 事業の実施内容

箇所名	事業区	事業種目	事業概要	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	事業費 (円)				備考
						総額	負担区分			
							県補助金	市町村費	交付金等	
合計										

2 添付書類

- (1) 収支決算書又は収支決算見込み書
- (2) しゅん工写真又は出来高写真（補助申請時撮影した位置を同一方向から撮ったもの）
- (3) 検査調書又は検査報告書及び契約書（請書を含む。）の写し

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県高規格幹線道路等関連公共施設 整備促進事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知道路第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）がありました事業について、年度内に完成させることが困難となりましたので、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越しを必要とする補助金額
- 2 繰越事業完了予定年月日
- 3 繰越事業の内容 別表のとおり

別表（第7号様式関係）

1 繰越事業の内容

箇所名	事業区	事業種目	事業概要	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	事業費 (円)				備考
						総額	負担区分			
							県補助金	市町村費	交付金等	
合計										

2 添付書類

- (1) 理由書
- (2) 工程表